令和元年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第69号

令和元年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月7日 まんのう町長 栗田 隆義

- 1. 招集日 令和元年6月20日
- 2. 場 所 まんのう町役場議場

令和元年第2回まんのう町議会定例会会議録(第4号) 令和元年7月2日(火曜日)午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1	番	鈴	木	崇	容		2番	常	包		恵
5	3番	小	Щ	直	樹		4番	京	兼	愛	子
5	香	竹	林	昌	秀		6番	Ш	西	米希	子
7	7番	合	田	正	夫		8番	三	好	郁	雄
ę)番	白	Ш	正	樹	1	0番	白	Ш	皆	男
1 1	番	大	西		樹	1	2番	松	下	_	美
1 3	3番	三	好	勝	利	1	4番	大	西		豊
1 5	5番	Ш	原	茂	行	1	6番	田	尚	秀	俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

4番 京 兼 愛 子 5番 竹 林 昌 秀

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多田浩章 議会事務局課長補佐 平田友彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

 町
 長
 栗
 田
 隆
 義
 副
 町
 長
 栗
 田
 昭
 彦

 教
 育
 長
 三
 原
 一
 夫
 総務課長兼仲南支所長
 長
 森
 正
 志

企画観光課長 常包英希 税務課長 池下尚治 福祉保険課長 住民生活課長 細 原 敬 弘 佐 喜 正 司 会計管理者 黒 木 正 人 健康增進課長 久保田 純 子 建設土地改良課長 河 田 勝 美 農林課長 小 縣 茂 琴南支所長 萩 岡 一 志 教育次長兼学校教育課長 香 川 雅 孝 生涯学習課長 松下信重 地籍調査課長 岸本 広 宣

〇田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の 会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。 次に、町長から、地方自治法第196条第1項の規定に基づく議案1件を受理いたしま した。

次に、議会提出として、決議案1件を受理いたしました。

次に、総務常任委員長、建設経済常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付 託審査報告書を受理いたしました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

〇田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

〇白川皆男議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

7月1日、午前10時10分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課 長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名出席し、慎重に審議しました。その結 果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について

日程第7 議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について

日程第8 議案第3号 まんのう町森林整備促進基金条例の制定について

日程第9 議案第4号 まんのう町道路線の認定について

日程第10 議案第5号 字の区域の変更について

日程第11 議案第6号 字の区域の変更について

日程第12 議案第7号 財産の取得について

日程第13 議案第8号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定について 即決でお願いします。

日程第14 議案第9号 監査委員(識見を有する委員)選任の同意について 即決で お願いします。

日程第15 決議案第1号 元会計室長による公金不正流用事案に関する決議(案) 即決でお願いします。

日程第16 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前10時35分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

〇田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、京兼愛子さん、5番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告(教育民生常任委員長)

〇田岡秀俊議長 日程第3、教育民生常任委員会の委員長報告の件を議題といたします。

今回の教育民生常任委員会につきましては、付託案件がありませんので、委員長報告を 省略することに御異議ありませんか。 **〇田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

日程第4 付託案件の委員長報告(建設経済常任委員長)

○田岡秀俊議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長、松下一美君。

〇松下一美建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月27日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5名出席、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第3号から議 案第6号までの4案件で、本会議に引き続き執行部より詳細な説明があり、また、現地調 査を行い、慎重に審査をいたしました。

初めに、議案第3号のまんのう町森林整備促進基金条例の制定について審査を行いました。

執行部より、本年4月1日より森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林環境譲与税を森林整備等の事業に有効に活用するために基金を新設。目的として、間伐、人材の育成及び担い手の確保並びに木材利用の促進及び普及啓発による森林整備に係る事業を円滑に実施するため、まんのう町森林整備促進基金条例を設置するとの説明がありました。

委員より、森林環境譲与税は私有林人工面積が50%、林業就業者数が20%、人口で30%の比率によって配分されるが、まんのう町としてこの配分方法をどう思うかとの質疑があり、執行部より、この比率で配分された場合、森林面積が広い山間部の自治体の多くは人口が少ない。一方、都市部の自治体は人口も多く、その何倍もの額が配分されることから、この人口割の比率バランスは悪いと感じるとの答弁がありました。

委員より、これを踏まえ、今後の対策として考えはあるかとの質疑があり、執行部より、 今後、譲与基準の見直しを国に要望していく。まず、町村会へ意見を提出し、県を通じて 国のほうへ是正していただくよう要望するとの答弁がありました。

委員より、私有林人工面積で、私有林に町有林も含まれるのかとの質疑があり、執行部より、国有林以外の森林は私有林扱いとなるため、町有林も私有林に含まれるとの答弁がありました。

委員より、林業就業者数とあるが、どのようなものを指すかとの質疑があり、執行部より、林業に就業しているものを指すが、通常は国勢調査等の統計で把握されるものである

との答弁がありました。

次に、議案第4号のまんのう町道路線の認定について審査を行いました。

執行部より、路線名は町道上真野宮前線で、起点は、まんのう町真野字片山1515番地1地先、終点が、まんのう町真野字片山1515番地3地先で、延長60メートル、幅員4メートル、町道上真野線と町道宮前線を結ぶ道路であり、通り抜けすることが可能である。また、接している町道宮前線は一部幅員が2.6メートルと狭く、有事の際には本路線が迂回路としての機能を果たすと考えられる。以上の理由により、本議案を提案するとの説明がありました。

委員より、町道の起点と終点の考え方について質疑があり、執行部より、起点と終点の とり方については、基本的に地番の若いほうを起点とし、終わりの地点を終点とするとの 答弁がありました。

次に、議案第5号の字の区域の変更について審査を行いました。

執行部より、仲多度郡まんのう町炭所東字山畑に炭所東字地田351番2を編入するものである。この案件は、平成30年度地籍調査の一筆地調査を実施したところ、土地所有者から隣接地である山畑への合筆要望がありましたので、合筆処理をする上で同じ字名でないと合筆できないため、字界を変更するものであるとの説明がありました。

続いて、議案第6号 字の区域の変更について審査を行いました。

執行部より、仲多度郡まんのう町炭所東字山畑に炭所東字荒井川648番2を編入する ものである。この案件は、平成30年度地籍調査の一筆地調査を実施したところ、めがね 地となっていたため、字界を変更するものであるとの説明がありました。

付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の 規定により、その結果を報告いたします。

議案第3号 まんのう町森林整備促進基金条例の制定について、全会一致で可。議案第4号 まんのう町道路線の認定について、全会一致で可。議案第5号 字の区域の変更について、全会一致で可。議案第6号 字の区域の変更について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告 を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告(総務常任委員長)

○田岡秀俊議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月26日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員会同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長が出席し、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、第2号、議案第7号の3議案で、うち1件につきましては、教育民生常任委員会との合同で審査を行いました。御報告いたします。

まず、議案第7号 財産の取得についての案件で、教育民生常任委員会と合同で現地を 視察し、その後、執行部より説明を受け、審査を行いました。

執行部より、本財産については、まんのう町立満濃南こども園の園舎の統合の建設用地で、所在地が、仲多度郡まんのう町吉野字中村23番2ほか21筆で、合計1万2,801.11平米をまんのう町土地開発公社より本町が取得するものであるとの説明がありました。

委員より、土地の収用状況について質疑があり、執行部より、地権者との協議は問題な く済んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査を行いました。

執行部より、この改正については、令和元年5月15日に公布されました「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」により、投票所経費等の基準額が改定されたことから、選挙長等の報酬についても改正を行うもので、具体的には、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人については100円の増額、これ以外の選挙長ほか選挙従事者については200円の増額で、半日従事者はそれぞれ半額分の増額となるとの説明がありました。

委員より、今回、報酬を増額する際、何を基準として増額するのかとの質疑があり、執行部より、国からの通知で「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の執行について」の通知があり、その通知内容の中に、投票所経費等の基準額の改定の中で、最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直され、これらの基準額に改定されたことを基準としているとの答弁がありました。

最後に、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について審査を行い、執行部より、 この改正は、地方税法等の一部を改正する法律「平成30年法律第3号」、また、これに 関連する地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月3 1日に公布されたことに伴い、町条例等の改正を行うものである。改正内容については、町民税及び軽自動車税に関するもので、改正前、改正後の表をもとに説明がありました。

委員より、グリーン化特例とは何かとの質疑があり、執行部より、グリーン化特例とは、 排出ガス性能や燃費性能にすぐれた自動車に対し、その性能に応じて自動車税や軽自動車 税の支払いを軽減する制度である。また、新規登録等から一定年数が経過した車に対して は重課する制度でもあるとの答弁がありました。

以上、付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第4 1条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について、全会一致で可。議案第7号 財産の取得について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について

〇田岡秀俊議長 日程第6、議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について

〇田岡秀俊議長 日程第7、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正についてを 議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 まんのう町森林整備促進基金条例の制定について

〇田岡秀俊議長 日程第8、議案第3号 まんのう町森林整備促進基金条例の制定に ついてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町森林整備促進基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 まんのう町道路線の認定について

〇田岡秀俊議長 日程第9、議案第4号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 字の区域の変更について

○田岡秀俊議長 日程第10、議案第5号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 字の区域の変更について

〇田岡秀俊議長 日程第11、議案第6号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 財産の取得について

〇田岡秀俊議長 日程第12、議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 財産の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定について

〇田岡秀俊議長 日程第13、議案第8号 まんのう町特別職の給与の減額に関する 条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号のまんのう町特別職の給与の減額 に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、今年度4月に発覚いたしました元会計室長による不祥事について、 去る6月17日に告訴が正式に受理されたことを受け、町長として責任の重大さに鑑み、 職員の任命責任及び管理監督すべき立場である副町長とあわせて、町長の給与を3カ月1 00分の50減額、副町長を3カ月100分の30減額する条例を提案させていただくも のでございます。

町民の皆様方を初め、多くの方々の町政への信頼を失墜する結果となりましたことは、 私自身、町政をあずかるものといたしまして、極めて遺憾で、痛恨のきわみであります。 心より深くおわび申し上げます。

今後、このようなことが二度と起こることのないよう、事案の徹底解明、被害回復、再発防止の対策、そして、町民の皆様方への報告等に努め、全庁的な綱紀粛正を図り、全職員一丸となって、皆様の信頼回復に向けて誠心誠意努めてまいります。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます

〇田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

CAUSI DAMICIO SA DE MARIO DE CIONO

5番、竹林昌秀君。

〇竹林昌秀議員 町長と副町長の任命責任及び監督責任を自覚されての御対応という

のは重く受けとめたいと思います。ただし、果たして今が責任を負う決断をすべきときな のか、これを問いたいと思います。

本件は、3,000万円に近いお金が不正流用されて、元会計室長はその不正流用を認めているわけでございます。問題解決の焦点は、巨額のお金が返ってくるのか、返ってこないのかであります。町長の責任を負う判断は、このめど、これがどちらかによって大きく変わるのではないかと思います。町長はこの資金が返ってくるめどを現時点でどのように捉えておるのか。返ってこない前提での今回の報酬の減額提案なのか、それとも、返ってくる前提での提案なのか、これを問いたいと思います。

- **〇田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。
- **○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

まず、この時点でのこういう事案が出てきたのはどういうことかということでございますが、先ほども申し上げましたように、6月17日に告訴が正式に受理をされました。事 案解明には相当時間を要するというふうに考えられますので、この6月議会に提出をさせていただいて、今の時点としての処分をしていきたいと思っております。

また、その公金が返還されるのかどうかということでございますが、今、調査中でありまして、本人は生涯をかけて償いをするというようなことを聞いておりますので、私は返ってくるものと考えております。

- **〇田岡秀俊議長** 再質問、5番、竹林昌秀君。
- **〇竹林昌秀議員** 返ってくる意思表明をしたからといって、返還する能力があるのかどうか、これを双方の弁護士と話し合った後、我々は確認せねばならぬことになるんだろうと思います。返すという約束のまま返ってこない事態も想定できるわけでして、どこかの時点で返ってくる、こないの覚悟を決める必要があるんだろうと思います。

私は、町長が責任の負い方を決めるに当たっては、事実解明の進展、それにどのような手だてを講じたのか、それから再発防止策をどのように研究し、実行に移したのか、これが責任の負い方と大きくかかわるように思います。今、責任の負い方を決めるというのは、時期尚早。この後、また見直さないかんで、議会が紆余曲折、混乱を招くのではないかと思います。

私は4月以来、会合の都度、事実解明について、これを求めております。町の財務会計システムを通った資金の動き方については、監査委員や元の室長、前々職の人たちの調査で明らかになっておると思いますけれども、一つ、巨額でありまして、単独の不正流用なのか、背景に黒幕がいるのか、いないのか、背後で当人を動かした人がいるのか、いないのか、この疑念が湧くわけでありまして、この調査を求めておるが、全く回答はないと。

それから、町の財務会計システムを通ったものはいかようにも解明できますが、そうではない現金の収受、架空領収証による現金収納、裏口座で資金を受け取っている、この調査の回答が要るんだろうと思います。

この調査は非常に厄介なものになりますけれども、不正流用、着服の際の常套手段であ

ります。これが一番わかりにくい。不正をするならこれです。このある程度の調べがない ことには、責任の負いようがないように思います。

それから、不正流用を認めた退職職員は、町と深い関係のある公益団体の運営をも長らく担っていて、そこの資金をどう扱っていたのか、この解明、これがあってから、わかってから、町長は責任の負い方を表明すべきではないのかと思うわけであります。

問題構造の十全な掌握のないままに、責任の負い方を決めるというのは、混乱に拍車をかけ、紆余曲折、混乱と紛糾に増進するのではないか。町長が、今、真正面から取り組むべきは、私が、今、申し上げた事実の解明と再発防止策の実行であります。これを見事にやり抜けば、町長の責任を問う声はおさまるかもしれない。町長の答弁を求めます。

- **〇田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。
- **〇栗田町長** 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

事案の解明につきましては、既に警察当局のほうで十分に調査をしていただくようになっておりますので、その内容については差し控えさせていただきたいと思います。

- **〇田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。
- ○竹林昌秀議員 何回も申し上げますように、警察は起訴をして検察に書類送検はしてくれますけれども、お金を取り返すのは町自身でありまして、お金を取り返す対応、手だて、体制をどのように組むのか、これ次第で町長の事態収拾の手腕が問われるんだろうと思います。これをどのようにされるのか。弁護士は知恵袋であります。あくまでも主体は町執行部当局でありまして、お金を取り返すことが問題解決を円滑にすることだろうと思います。現時点で、さらに町長のお金を取り返す努力、これへの手だての御説明を願います。
- **〇田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。
- **○栗田町長** 手だてについてでございますが、法律にのっとって粛々と進めてまいりたいと思います。
- **〇田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。
- **〇竹林昌秀議員** 弁護士が入って、自己破産となれば、お金がなくなれば、こっちが 取り立てができなくなって、破産になると、破産者が守られるという一面がありまして、 とにもかくにも、事態の発覚した時点で、早急に返せということをたびたび表明しなきゃ いかんのだろうと思います。

公租公課、社会保険料や税金は先取特権が機能しますが、町の基金のお金、歳計現金のところは先取特権の対象になるのか、それとも、お金を不正にいただいた、戻せという民事の関係になるのか。公金であるのは間違いありませんけれども、ここのところを弁護士とよく相談していただきたい。幾ら先取特権の対象になったとしてでも、ないものは返ってこないだろうと思います。我々は返ってこないときの対応を考えるべきであって、それを視界に入れたときに、今、減額の給与、報酬を返上するというのは、時期を得た対応とは思えない。ましてや、この減額幅を10分の5を減額、10分の3を3カ月減額すると

いう根拠の説明はいまだされていない。不利益処分、当人の権利を返上させる手だてというのは、合理的根拠に基づいて行うべきであり、先例の説明や事例調査が要るのだろうと思います。ただ10分の5の減額、ただ10分の3の減額という議案がいきなり出てきたことに大きな当惑を持っておるわけであります。町長、減額幅の根拠について御説明願えますか。

- **〇田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。
- **○栗田町長** 減額幅につきましては、きちっとした定めはございません。町といたしまして、他町の前例等も見て、こういう結果を出しました。以上です。
- **〇田岡秀俊議長** 竹林昌秀君。
- **○竹林昌秀議員** 参照した他町の一覧表を見せていただけるんでしょうか。一行だけ の減額金額の説明で、我々がそれを承認していいのか、大きな判断の分かれ目だろうと思います。この説明がない限り、私はこの議案に賛成できないということを申し上げておき たい。金が返ってくるかどうかわからんのに、責任を負う決定をしてよいものだろうか。 それが広く社会が容認する対応であろうか、大きな疑問を抱くわけであります。
- **〇田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ただいま、同僚議員が質問いたしました、よく似た質問かもわかりません。今の答弁を聞きますと、警察のほうも時間がかかるということは、我々から見れば、複雑な要素があるんかなと、こう一点受けとめるわけです。その中で、町長さんはこの自分の責任の重さを痛切に感じて、今回、出された。それは最終的には、公金というのは町民の金であります。町民に実際の害を与えるわけでありますから、それが返ってくると判断して、自分はこういう町長が任命責任、副町長が職員の管理監督責任をこういう数字でとりたいと、こういうわけでありますが、冒頭に言うように、複雑化してきた。しかも、時間が長引くというのは、複雑な要素があるんだろうと私は思います。

その中で、いろんな調査の中で新たな進展が浮き出てくるかもわからない。そういうことも、当然我々は、ここへ議案として出てきた以上、考えておかなければいけない。それが町長の10分の5を3カ月減額、副町長の3カ月10分の3の減額が、本当にそれが適正なというよりは、町長、副町長の心の中においた申しわけないという数字がこれだろうと思っておりますから、新たな進展状況があった場合に、そのときには、これ以外のお考えを、今、現時点でお考え、新たな問題が出てきた場合ですよ、例えば町民の金が戻らないとか、いろんなそれ以外にも問題点、今、調査中ですから、出てくるかもわからない。だから、私はある一つの、何カ月も置くわけじやありませんが、今回のこの議案に対するのは、時期尚早だという感じを私は持っております。

私は基本的に時間がかかるということになってくれば、複雑な要素が絡んでくるのかな と、そう受けとめておりますから、何もわからんうちに自分及び副町長の責任をとるのを 議会に提出してくるのは時期尚早かなと、こういう判断ですが、この点はどうですか、新 たな進展を見たときに。

- **〇田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。
- **〇栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今後、どのようになっていくかということは捜査の手に委ねられておりますので、我々もわかりません。そういうことで、今回、今の現時点での話ということで、この6月議会に出すべきだというふうに判断をいたしましたし、またこの後、第9号議案でも監査委員さんの選任同意も出ておりますので、この6月定例会の間に出すべきだということを判断いたしまして、こういうことで出させていただきましたので、御理解賜りますようお願いいたします。

- **〇田岡秀俊議長** 15番、川原茂行君。
- ○川原茂行議員 先ほどの同僚議員の質問の中にも含まれておりますから、およそ私も理解をしておるわけですが、町長のさっきの答弁の中に、これは返ってくるものと、金は返還してもらわないかん、当然、町民の金ですから。町の金でない、町民の金ですから。それは返ってくるものと思って、こういうものを出されたと。であるならば、万が一、返ってこん場合のことは当然視野に入れとくべき。しかし、それは現時点でないから、町長さんがおっしゃるのは、現時点では返ってくると思って、これを出した。自分の責任を痛切にお感じになったあかしがこういうものに出てきたと。現に出てきた。そうすると、新しく進展、状況が変わった場合には、再度、またお考えになるお気持ちがあるのか、ないのか。これ、議案に出てきて、条例を次々と変えていく筋合いのものでも私はないような気がするから、もう少し待っていただいたほうがいいのではないかなと。そのうちいろんな対策、警察のほうの対策ところへ踏み込むわけには当然まいりませんから、執行部のほうで打てるいろんな調査をしていただいて、そこらをしておるうちに、何らかの形が動いてくるのかなと私はそう思っておるんですが、この点についてはいかがですか。私はそういう意味も踏まえて、少し早いかなと思っております。
- **〇田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。
- **〇栗田町長** 再質問にお答えいたします。

あくまでも現時点での判断をいたしておりますので、今後、成り行き等を十分見守って いきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- **〇田岡秀俊議長** 15番、川原茂行君。
- **○川原茂行議員** それは私も理解しておるんで、町長、現時点でしか言われてないというのは私も理解しとる。だから、今、公金が払ってもらえると踏んでの町長の今の現時点。だから、いろんな調査の上で新たな進展を見たときには、これでない数字を、数字というよりは、町長さんのお考えが変わる可能性をお持ちなのかどうかと、こういうことをお聞きしているんです。
- **〇田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。
- **〇栗田町長** 再質問にお答えいたします。

今後の事案の進展状況を十分見守り、判断していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- **〇田岡秀俊議長** 15番、川原茂行君。
- **○川原茂行議員** しつこいような質問です。現時点、当然、金は返ってくると想定しての現時点の町長さんの、副町長さんのお気持ちですね。現時点ですから、そうですね。 先ほど答弁の中に、返ってくるものと思っておりますとおっしゃる。ですから、返ってくるというところの現時点の意思表示と解釈していいわけですね。これで私は終わります。 答弁お願いします。
- **〇田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。
- **○栗田町長** 何度もお答えするようでございますが、あくまでも今も現時点での判断 でありますし、今後の事件の進展を見守りながら判断していきたいと思います。
- **〇田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。 14番、大西豊君。
- ○大西豊議員 6月20日の全員協議会の資料によりますと、31年2月4日、琴南地区1名来庁、3月6日、懲戒処分委員会処分0.16カ月、3月11日、辞職願、3月25日、例月監査、3月29日まで本人勤務、3月31日付退職とありますが、今回、処分のあった職員は、地元からの申し出にもかかわらず、なぜ3月31日まで勤務されたのか、また、監査をそのまま行われたのか、理由をお伺いします。
- **〇田岡秀俊議長** 答弁、副町長、栗田昭彦君。
- **○栗田副町長** 大西豊議員さんの質問にお答えさせていただきます。

ただいま質問をいただいた件につきましては、過日、同様なお答えを申し上げましたが、繰り返すようになるわけでございますけども、2月4日以降の元会計室長に対する処分というのは、結果として、我々といいますか、私が職員に対して信頼を寄せていたというような結果でございます。これについては、私と総務課長2人で職員に対して真意のほどを確認したわけでございますけども、その時点で偽証が見抜けなかったということもございます。その点については反省しております。以上でございます。

- **〇田岡秀俊議長** 大西豊君。
- **○大西豊議員** 再度、お伺いします。なぜ議会に報告しなかったのか、また、監査を 行うものに対して、なぜこのような処分結果を伝えなかったのか、理由。通常、一般社会 においては、考え方が物すごくぶれております。再度、お伺いします。
- **〇田岡秀俊議長** 副町長、栗田昭彦君。
- **○栗田副町長** 大西豊議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

この件に関しましても、過日、同様なお答えをさせていただいた記憶がございまして、 まんのう町の中におきまして、こういう事案に対する公表基準というのが十分整備されて おりませんでした。その結果でございます。今後はそういうのを踏まえまして、構築をす るということでございます。以上でございます。

- **〇田岡秀俊議長** 大西豊君。
- **○大西豊議員** 今、今後はするいうことでございますけど、実際、この後の議案で監査委員が辞職願を出しとるんでしょ。そういう重大なことを、通常、監査をする場合には、いろいろ必要な書類を出して監査をすることになっとると思いますけど、この監査委員は、恐らく資料がないまま定例監査をしとると思いますよ。

それでは、再度、お伺いしましてけど、懲罰委員の氏名を教えてください。

- **〇田岡秀俊議長** 答弁、副町長、栗田昭彦君。
- **○栗田副町長** 懲罰委員会の人数は3名でございまして、教育長、それと総務課長、 それと私でございます。
- **〇田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

〇竹林昌秀議員 町長の責任の負い方を決めるべきではない。報酬の返上は時期尚早だと提案に対して反対します。

そのタイミングは、先ほどの質問で申し上げた事実解明の私が求めていること、それが報告される中間報告書の提出があり、再発防止の手だてが講じられたこと。それから、お金が返ってくる、返ってこないのめどが立った時点、このタイミングで審議すべきということを提案申し上げ、とにもかくにも町と議会と監査委員の三者牽制が働くように町の機能全体を構築せねばならない。出納室の内部において三者牽制が働かなければならない。行政の仕組みは、全て地方自治法は三者牽制の仕組みを機能させるように制度設計されております。これを町長が提案したときに、実行できたときに町長の手腕は評価され、責任は軽減されるものと思います。そのような展望の見えないままの採決に反対申し上げます。

〇田岡秀俊議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番、鈴木崇容君。

〇鈴木崇容議員 私は、この議案第8号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定についてに関しまして、賛成いたします。

今年度、4月17日に元会計室長の公金着服事件が発覚し、4月22日に記者会見を開き、そして翌日に4月23日のニュース、新聞などで住民の皆さん、また、町民の皆さんはこの事件を少なからず理解したと思います。

それから、6月17日、警察の告訴受理、そして、6月18日、大体の内容を執行部がマスコミに発信しました。また、6月19日の新聞で、新たな情報を聞くまで57日間、約2カ月間もの間、住民の皆さん、町民の皆さんは何もこの事件の内容や進展状況、また、途中経過などは聞かされていませんでした。恐らく知りたい方もたくさんいたかと思います。また、誰が、どの人物が責任をとるのか、いろいろ思われた方もいたと思います。

ですから、今回、このタイミングでの報告、これは私は当然のことだと思います。むしろ住民の方に説明、報告としたら遅いほうじゃないかなと思います。まだまだ全容解明までは時間がかかると思いますが、その間、しっかりと再発防止策を考え、また、再発防止計画を考えなければならない、これが、本来、議員の仕事だと私は思います。

そうした中で、今回の追加議案、条例提案に私は賛成いたします。終わります。

- **〇田岡秀俊議長** 次に、反対に討論はありませんか。
 - 15番、川原茂行君。
- ○川原茂行議員 私は、今、余り進展がしてない状況で、町長、副町長の責任のあり方、これは我々議会としてどう判断していいのかと。もう少しやるべきことがあって、議会に報告していただけるということは町民に報告するということですから、議会に対して進展性のある報告、とにかく警察の調査でなくて、町の執行部が対応せなきゃならない問題が多くある。その進展を見た上で、町長、副町長の責任はこうとりたいというんであればいいんですが、それには、そこに至っておる状況でないわけですから、時期尚早だ。当然、責任のあり方は町民の方にも問われますが、この結果を出すこと自体が時期尚早だと。私はこのために、今回、出してくるのに対する原案に反対をいたします。
- ○田岡秀俊議長 次に、賛成討論はありませんか。 12番、松下一美君。

○松下一美議員 今、議案第8号 まんのう町特別職給与の減額に関する条例制定について、いろいろと討論されているところでありますが、ことし4月に事件が発覚し、元会計室長により不祥事が起きたわけでありますが、6月17日に告訴が正式に受理され、町長として責任の重大さを鑑み、職員の任命責任及び管理監督すべき立場での副町長とあわせて、町長の給与の3カ月間10分の5を、そしてまた、副町長の3カ月10分の3の減額でありますが、昨日の全員協議会におきましてもいろいろ議論されたところであります。そしてまた、その後、開かれました議会運営委員会におきましても、議案説明がありました。その中で私も非常に重い処分と思い、その根拠についてをただしました。その中でのいろいろな事例を参考にし、それよりも重い処分をしたとの説明がありましたが、いずれにいたしましても、再発防止計画について策定ができ次第、公表していただけるものと思っております。

そして、先ほど町長も言われて、現在までの状況判断による今後の推移を見守りながら 判断をしてまいるということでありますので、私は今の時点においては、この案件につい て賛成とさせていただきます。 **〇田岡秀俊議長** 次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町特別職の給与の減額に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

〇田岡秀俊議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 監査委員(識見を有する委員)選任の同意について

〇田岡秀俊議長 日程第14、議案第9号 監査委員(識見を有する委員)選任の同意について、提出から提案理由の説明を求めます。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 監査委員(識見を有する委員) の選任の同意についての御説明を申し上げます。

監査委員、尾崎裕昭氏より、令和元年6月24日に辞職願が提出されたため、新たに次の者をまんのう町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町四條717番地3。

氏名 新名均。

生年月日 昭和23年7月6日。

なお、委員の任期につきましては、地方自治法第197条の規定によりまして、4年間 となっておりますので、令和元年7月2日から令和5年7月1日でございます。

御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〇田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、採決したいと思います。 お諮りいたします。

ただいま議題になっております、議案第9号 監査委員(識見を有する委員)選任の同意については、原案を同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 監査委員 (識見を有する委員)選任の同意については、原案を同意することに決しました。

日程第15 決議案第1号 元会計室長による公金不正流用事案に関する決議(案)

〇田岡秀俊議長 日程第15、決議案第1号 元会計室長による公金不正流用事案に 関する決議(案)を議題といたします。

提出者から決議案の朗読を求めます。

10番、白川皆男君。

〇白川皆男議員 元会計室長による公金不正流用事案に関する決議(案)。

今回、元会計室長による公金不正流用という事件が、町民の信頼を大きく失墜させたことは極めて残念である。ここ数年のたび重なる職員の不祥事は、町民の信頼回復はおろか、むしろ町民に深い疑念と不信の念を抱かせる事態となっていることは、まことに遺憾である。また、このようなことは、真面目に職務に取り組んでいる職員のやる気をそぐ原因にもなりかねない。

よって、町長は、まんのう町の最高責任者として襟を正すとともに、みずからが主体となって徹底的な原因の究明を行い、綱紀粛正、公務員倫理のより一層の徹底を図ることはもちろんのこと、チェック体制の強化等の抜本的な再発防止策を講じ、町政に対する町民の信頼を早期に回復するため格段の努力をするよう強く要望する。

一つ、議会に対する早急な説明責任と情報開示、二つ、職員の意識改革、三つ、職場ガバナンスの確立、四つ、リスクに対応した監査手法の確立。

以上、決議する。

令和元年7月2日 まんのう町議会。

〇田岡秀俊議長 これをもって、朗読を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は委員会に付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、決議案第1号 元会計室長による公金不正流用事案に関する決議(案)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 閉会中の継続調査について

〇田岡秀俊議長 日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定しました。 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 会議を閉じます。

これにて、令和元年第2回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年7月2日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員